

託送料金に係る近接性評価割引の誤算定に関する 再発防止対策について

2021年12月10日
北陸電力送配電株式会社

当社は、2020年4月分から2021年6月分において、託送料金に係る近接性評価割引※額を誤って算定しておりました。

今回の誤算定により、関係者の皆さまにご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、本件を重く受け止め、今回策定した再発防止対策を徹底してまいります。

※需要の多い地域へ近隣の発電所から電気を送ることで、送配電設備の投資抑制、電力損失の低減に寄与することから、当社が託送供給等約款において予め定めた地域（近接性評価地域）に立地する発電所を有する事業者から小売電気事業者が電気を調達する場合に、託送料金を割引する制度。

<今回発生した近接性評価割引誤算定の概要>

【誤算定にかかる概要】

今回発生した誤算定は、2016年4月に近接性評価割引制度が一部見直され、託送料金の算定システムに制度見直し後の割引対象地域を登録する際に、その登録内容に誤りがあったことから、過割引および割引漏れとなったものです。

【誤算定内容】

	対象期間	事業者数	誤算定額
過割引	2020年4月～2021年6月	旧一般電気事業者：1社	5.2億円
割引漏れ	2020年4月～2021年6月	旧一般電気事業者：1社	2百万円

※本件については精算済み

【誤算定に至った原因】

(過割引)

- 近接性評価割引の制度内容を十分に把握しておらず、割引対象外の地域を割引対象の地域としてシステム登録を行い、過割引となりました。また、その誤った認識での運用を是正するチェック機能が不十分でした。

(割引漏れ)

- 近接性評価割引地点の契約異動の際に、本来行うべき近接性評価割引計算を行うシステムへの登録を行わず、割引漏れとなりました。

【再発防止対策】

- 制度変更時は施策内容を十分確認、理解し、社内関係部署へ施策内容および対応方を正しく周知いたします。
- 契約異動時のシステムへの登録状況確認の明確化等、現行の業務運用ルールを整理し、マニュアルに反映させます。

以上